

## ～基礎からはじめる英文契約書～

以下では、英文契約書の構成及び頻出の表現について説明していますので、英文契約書をお読みになる際の一助となれば幸いです。

### 1 英文契約書の構成について

(1) 英文契約書は、基本的に、その構成が共通しています。そのため、あらかじめその構成を理解しておくことで、英文契約書の理解が進みやすくなり、また、検討を行う際にも、どの部分を特に注意して検討しないといけないかについても分かります。

(2) 英文契約書は、以下の順序で記載されることが一般的です。

- ① 表題
- ② 頭書部分
- ③ 前文
- ④ 定義条項
- ⑤ 実質条項
- ⑥ 一般条項
- ⑦ 後文
- ⑧ 署名

(3)a 「表題」は、契約書のタイトルであり、例えば、秘密保持契約であれば「Non-Disclosure Agreement」等、売買契約であれば「Sales and Purchase Agreement」等と表記されます。

b 「頭書部分」は、契約書の冒頭部分の記載ですが、契約締結日、当事者名、当事者の設立準拠法、事務所所在地などが記載されます。

日本の契約書では、署名欄の上に日付記入欄が設けられることが多いですが、英文契約書では、冒頭部分に契約日付が記載されることが多いです。

また、米国法人の場合、設立された州と実際に営業を行っている州が異なる場合があります、それぞれを明確に記載することが多いです。

以下のような例であります。

「This Agreement (the "Agreement") is entered into on this \_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_ by and between \_\_\_\_\_, a corporation duly incorporated and validly existing under the laws of [ ], with its head office at \_\_\_\_\_, and \_\_\_\_\_, a corporation duly incorporated and validly existing under the laws of [ ], with its head office at \_\_\_\_\_。」

- c 「前文」は、日本語の契約ではあまり見ることがありませんが、英文契約書では、契約書の本文の条項の前に、「whereas」から始まる文章で、契約の締結にいたる経緯、契約締結の目的や各当事者が営んでいる当該契約に係る事業などの契約の背景事情が記載されることが多いです。
- 当該部分は、基本的には、法的拘束力はないとされていますが、裁判所において、契約内容を解釈する際の指針として利用されることがありますので、当該部分についても、間違った事実が記載されていないかなどについては、きちんと確認する必要があります。
- d 「定義条項」は、多数の定義を用いる場合に、契約書の最初の条項にまとめておかれることがあります。契約書で用いられる定義が少ないときは、条項の本文中において、定義される場合があることは、日本語の契約と同様です。
- 英文契約書では、定義された用語の頭文字は大文字で記載するというルールがあります。そのため、定義された用語であるか、そうでないかが容易に区別でき、この点は日本語にはない利点です。
- e 「実質条項」は、当該契約特有の条項で、当該契約における当事者の権利及び義務を定める契約の中で一番重要な部分となります。売買であれば、対象商品の内容、引渡方法・時期、売買代金の金額・支払方法、支払時期などが規定されます。
- f 「一般条項」とは、契約の種別にかかわらず、一般的に設けられることが多い条項を指します。例えば(a)不可抗力条項、(b)譲渡禁止条項、(c)通知、(d)完全合意条項、(e)修正変更、(f)優先言語条項、(g)準拠法、(h)紛争解決条項などです。
- g 後文は、当事者間で契約書が締結されたことを示す一文で、「IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement as of the date first above written.」などといった文章が記載されます。
- h 署名欄は、当事者双方が署名をいたします。Title（肩書き）などもあわせて記載されるのが一般的です。

## 2 英文契約書の頻出表現

以下では、英文契約書において、よく見られる表現・フレーズ等をピックアップし、その解釈について、ご説明をいたします。英文契約書をお読みになる際の一助となれば幸いです。

(1) 助動詞

英文契約書では、助動詞について、独特の言い回しがあり、これを知っておくだけで、英文契約書の理解がしやすくなりますので、いくつか代表的なものをご説明します。

a. Shall (義務)

shall は、英文契約書では、最も頻繁に使用される助動詞であり、義務がある場合に利用されるのが原則です。

例えば、以下のような例文の中で用いられ、日本語に訳すときは「～するものとする。」などとされるが典型例です。

「The Receiving Party shall immediately return to the Disclosing Party all Confidential Information after the termination of this Agreement (受領当事者は、本契約終了後直ちに、秘密情報を開示当事者に返還するものとする。)」

ただ、実際には、義務でない場面においても、shall が使用されていることが多く、契約書の意味を取るときには、注意が必要です。義務的な規定でない場合には、will を使うことも1つの案です。

b. Shall not (禁止)

shall not は、上記の shall の否定形ですが、英文契約書で用いられる場合は、禁止を意味します。

例えば、以下のような例文の中で用いられ、日本語に訳すときは「～してはならない。」などとされます。

「The Receiving Party shall not disclose any Confidential Information to any third parties without a prior written consent of the Disclosing Party. (受領当事者は、開示当事者の書面による事前の承諾なく、秘密情報をいかなる第三者にも開示してはならない。)」

なお、「～できないものとする。」という日本語の場合、直訳すると、次に説明する may の否定形でも同様の意味になりそうですが、may には推量の意味もあり、曖昧さがあるため、禁止の趣旨であれば、shall not を用いることが望ましいといえます。

c. May (可能)

May は、一般的には、かもしれないなどといった推量で用いられますが、英文契約書で用いられる場合は、「～できる」という意味で、当事者に裁量があることを示します。

例えば、以下のような例文の中で用いられ、日本語に訳すときは「～することが

できる」などとされます。

「The Disclosing Party may disclose Confidential Information to the Receiving Party. (開示当事者は受領当事者に対し、秘密情報を開示することができる。)」

(2) **Provided, however, that** (但書)

英文契約書においても、日本語の契約書と同様に、但書というものが存在します。日本語の場合は、本文の文章がいったん終わり、その次の文章として、「ただし」から始まる文章が記載されます。

英文契約書の場合、文章が途切れることなく、間に、「**provided, however, that**」という用語を用いることにより、意味としては、但書きと同様の記載となります。

上記フレーズの元々の英語の意味としては「if」ですが、契約書で用いられる場合、ifの意味に従い、条件が記載される場合のほか、本文の内容を制限したり、本文の内容の例外事項が記載されたりする場合があります。

(3) **Including, but not limited to** (例示)

英文契約書では、例示を記載する場合に、「**including, but not, limited to**」というフレーズを用います。日本語の契約書では、「～等」「～など」という表現をしますが、英文契約書では、「～etc.」という表現はあまり用いられず、上記のフレーズを用い例示を表します。

日本語では、「～等」「～など」という表現は限定列挙ではなく例示列挙という意味と解釈され、英文でも一般的な解釈としては **include** は例示として用いられますが、英文契約書では、あえて、「**but not limited to**」(これらに限られない) ということまで明示的に記載されることが多いです。

(4) 「**Termination**」と「**Expiration**」

契約終了については、「**Termination**」や「**Expiration**」という表現が用いられます。典型例としては「**Upon the termination or expiration of this Agreement**」というように用いられます。

当該条項の起案者としては、**termination** と **expiration** を区別し、**expiration** を期間満了による終了、**termination** をそれ以外の事由による終了と区別しているものと解釈されます。しかしながら、厳密に、このような区別がされているかは疑義もあり、基本的には、**expiration** は **termination** の一種であり、契約書の文言としては、「**upon the termination of this Agreement**」とのみ記載すれば足りることが多いかと思えます。

(5) 「**Best effort**」と「**Reasonable effort**」

契約交渉において、義務として規定されている条項を努力義務条項と修正したり、

最善の努力を行う必要があると規定されている条項を、合理的な努力を行う旨の条項に修正したりする交渉が行われることがあります。

英文契約書においては、「best effort」、「reasonable effort」といった表現が用いられます。

具体的には、「Distributor shall use its best efforts to promote the sale of the Products in the Territory」（代理店は、テリトリー内において、本製品の販売の促進活動をする最善の努力を行うものとする。）というような条項があります。

当該表現については、「best」 effort と「reasonable」 effort とで差異があるのか、あるとすればどれほどの差異なのかという問題があります。

一般的な感覚からすれば、「best」 effort の方がより強い努力義務が求められると解釈されそうです。しかしながら、「best」 effort が不合理な努力まで要求されると解するのは疑問と考えると、そこまでの努力義務はないと解されますので、実際の解釈としては、両者にそれほど大きな違いはないと考えるのが妥当と思われま

(5) 「immediately」、「forthwith」、「promptly」、「without delay」

日本語の契約書において、何かをするまでの期間について、「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」といった表現がありますが、英文契約書においても、同様の表現があります。

日本の法律用語としては、「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」の順で、「直ちに」が時間的即時性が最も要求されるものとして、使い分けられています。

上記の用語を直訳しますと、「immediately」、「forthwith」は直ちに、「promptly」は速やかに、「without delay」は遅滞なくとされることが多いと思います。それでは、英文契約書においても、この意味のままで、日本語における区分と同様に理解して良いかという、なかなか難しい面があります。

それは、英々契約書などで意味を調べてみると、immediately の意味として promptly が記載されていたりするからです。結局のところ、上記表現はいずれも、ある程度の即時性が要求される場合に用いられる用語ですが、英文契約書の場合、実際にどの程度の即時性が要求されるかは、当該条項の背景、文脈等もあわせて判断する必要があることに留意が必要です。

以 上